

## 宮崎県経常建設共同企業体取扱要領

平成10年4月1日

県土整備部管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「資格要綱」という。）第12条の規定に基づき、県が発注する建設工事に係る経常建設共同企業体の入札参加資格の取扱いその他の必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、資格要綱に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 経常建設共同企業体 県が発注する建設工事の施工に当たり、建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営又は施工能力を強化するために結成される共同企業体をいう。
- 二 甲型経常建設共同企業体 一の工事について、あらかじめ定めた出資比率に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して、共同施工する方式を用いることを協定書において定めた経常建設共同企業体をいう。
- 三 乙型経常建設共同企業体 一の工事について、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担して施工する方式を用いることを協定書において定めた経常建設共同企業体をいう。

(経常建設共同企業体の権利及び義務)

第3条 経常建設共同企業体に生じる一切の権利は、経常建設共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）に帰属する。

2 経常建設共同企業体に生じる一切の義務は、構成員が連帯してその責めを負うものとする。

(資格認定の対象となる建設工事の種類)

第4条 資格要綱第7条の規定による経常建設共同企業体の入札参加資格は、土木一式工事及び建築一式工事に限り認定するものとする。

(構成員数)

第5条 一の経常建設共同企業体の構成員数は、2又は3とする。

(構成員の要件等)

第6条 構成員は、次の各号のすべての要件を満たさなければならない。

- 一 資格要綱第3条に規定する資格を有すること。
- 二 資格認定を受けようとする建設工事の種類（以下「認定業種」という。）について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に規定する許可を取得してから5年を超えていること。
- 三 認定業種について、認定日の直前2年間継続して、一の建設業者として入札参加資格を認定されていた実績を有すること。
- 四 経常建設共同企業体が請け負おうとする建設工事（以下「対象工事」という。）について、元請としての一定の実績又は下請としての相当の実績を有すること。
- 五 対象工事について、監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- 六 県内に法第3条第1項に定める営業所のうち主たる営業所を有すること。

七 認定業種について、一の建設業者として入札参加資格の申請をしていないこと。

2 一の建設業者は、同時に複数の経常建設共同企業体の構成員となることができない。

(出資比率)

第7条 甲型経常建設共同企業体における各構成員の出資比率は、次の各号に基づき、対象工事ごとに定めるものとする。

一 構成員の数が2の場合 30%以上

二 構成員の数が3の場合 20%以上

(経常建設共同企業体の結成等)

第8条 経常建設共同企業体の結成、変更及び解散は、構成員の自由意思によるものとし、構成員以外のいかなる者も関与してはならない。

2 経常建設共同企業体の代表構成員（以下「代表構成員」という。）は、構成員の互選により決定するものとする。

(入札参加資格審査申請)

第9条 代表構成員は、入札参加資格審査に当たり、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

一 入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体用）（別記様式第1号）

二 経常建設共同企業体協定書（別記様式第2号）

三 各構成員の資格要綱第5条の申請書及び知事が別に定める確認書類

2 申請書等の受付期間は、認定の区分に応じて次の表に定める期間とし、それぞれ受付期間の開始日が土曜日又は日曜日に当たるときは、開始日前の国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日でない開始日に最も近い日に繰り上げ、受付期間の終了日が土曜日又は日曜日に当たるときは、終了日後の祝日法に規定する休日でない終了日に最も近い日に繰り下げるものとする。

認定の区分		申請書等の受付期間
定期認定		定期認定を行う年の前年の10月1日から10月31日まで
追加認定	定期認定を行う年の10月1日	定期認定を行う年の7月18日から7月31日まで
	定期認定を行う年の翌年の4月1日	追加認定を行う年の1月18日から1月31日まで
	定期認定を行う年の翌年の10月1日	追加認定を行う年の7月18日から7月31日まで

3 既に認定を受けている構成員は、認定業種の追加認定の申請を行うことはできない（ただし、既に認定を受けている経常建設共同企業体を他の構成員の倒産又は廃業により解散した場合を除く。）。

(入札参加資格審査等)

第10条 知事は、申請書等の提出を受けたときは、別表に定める方法により等級格付を行った上で、資格要綱第13条に規定する入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の審査を

経て、入札参加資格を認定するものとする。

- 2 入札参加資格を申請した経常建設共同企業体の構成員ごとに、建設工事等入札参加資格審査に関する要領（平成16年8月31日県土整備部管理課定め。以下「審査要領」という。）に基づく一の建設業者としての総合数値を算出したとき、その数値が資格要綱第4条に規定する定期の入札参加資格の審査に係る認定（「定期認定」という。）において認定業種と同じ業種のB級の最下位に位置づけられた者の総合数値を下回ることが明らかとなった場合には前項の規定にかかわらず認定を行わないものとする。なお、この場合、各構成員をそれぞれ一の建設業者として資格要綱第7条第4項に規定する建設業者等有資格業者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。
- 3 第2項の規定による定期認定を、隔年の4月1日に行うものとする。また、定期認定を行う年の10月1日並びに翌年の4月1日及び10月1日に追加の入札参加資格の認定（「追加認定」という。）を行うものとする。いずれの場合においても、当該認定日が土曜日又は日曜日の場合、当該認定日後の祝日法に規定する休日でない当該認定日に最も近い日に繰り下げるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により入札参加資格の認定をしたときは、その旨を代表構成員に通知するとともに、当該経常建設共同企業体を名簿に登載するものとする。
- 5 認定の通知を受けた経常建設共同企業体の代表構成員は、速やかに当該経常建設共同企業体の主たる営業所を知事に届け出るものとし、届出のあった主たる営業所については、原則として変更ができないものとする。
- 6 認定後に他の構成員の倒産又は廃業により経常建設共同企業体を解散したとして、第12条第1項第3項に係る変更届が提出されたときは、一の建設業者として名簿に登載するものとする。
- 7 前項以外の理由により経常建設共同企業体を解散したとして、第12条第1項第3項に係る変更届を提出した当該経常建設共同企業体の構成員であった者は、認定業種について、審査要領第3条第2項（4月1日に行うものに限る。）に係る資格要綱第5条に規定する入札参加資格審査の申請を行うことができる。

（入札参加資格の有効期間）

第11条 前条第1項の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格が認定された日から次期の入札参加資格の審査に基づく定期認定の日の前日までとする。

（変更又は解散の届出）

第12条 代表構成員（経常建設共同企業体を解散したときにあつては、代表構成員であった者）は、次の各号に該当するときは、変更届（別記様式第3号）により速やかに知事に届け出なければならない。

- 一 代表構成員を変更したとき。
- 二 構成員が経常建設共同企業体を脱退したとき。
- 三 経常建設共同企業体協定書第4条第2項の規定により、経常建設共同企業体を解散したとき。

2 構成員の営業所の所在地、商号若しくは名称又は氏名（法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名）の変更については、資格要綱第9条第2項の規定を準用する。

（資格の取消し）

第13条 知事は、経常建設共同企業体が次の各号に該当するときは、審査会の審査を経て、入

札参加資格を取り消すものとする。

一 虚偽又は不正な方法により入札参加資格の認定を受けたことが明らかになったとき。

二 構成員の脱退により、施工能力の大幅な低下が認められるとき。

2 知事は、前項の規定により入札参加資格の認定を取り消したときは、その旨を代表構成員に通知するとともに、当該経常建設共同企業体を名簿から削除するものとする。

(資格の喪失)

第14条 経常建設共同企業体が解散したとき又は第5条若しくは第6条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、入札参加資格を喪失するものとする。

2 知事は、前項の規定により経常建設共同企業体が入札参加資格を喪失したときは、当該経常建設共同企業体を名簿から削除するとともに、代表構成員（経常建設共同企業体が解散した場合にあっては、代表構成員であった者）にその旨を通知するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、経常建設共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年8月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領第9条第2項の規定にかかわらず、平成18年10月2日の追加認定に係る申請書等の受付期間は、平成18年9月4日から9月8日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年9月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の改正前の規定による入札参加資格の認定に係る有効期間は、改正前の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成20年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月 1 日から施行する。

## 別表（第10条関係）

### 経常建設共同企業体の格付方法

経常建設共同企業体の格付は、審査要領第5条並びに以下の1及び2に定める方法に基づき算定した経常建設共同企業体の総合数値をもって、定期認定にあっては審査要領別表第2により、追加認定にあっては別表第3により行う。

ただし、等級格付にあたっては、3による等級要件等を適用するものとする。

#### 1 経営事項評価数値の算定

経営事項評価数値は、次表の取扱いにより算出した各項目の数値を用いて建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）により算定した数値を経常建設共同企業体の総合評定値とみなして審査要領別表第4により算定する。

ただし、申請時に、次期の入札参加資格の審査に基づく定期認定の年の2月28日（閏年にあつては2月29日）までに構成員による合併契約等の締結を計画している旨の書面（以下「合併計画書」という。）が提出された場合にあつては、当該数値に10%を加算（生じた小数点以下の端数は切り捨てるものとし、上限を100点とする。）したものを経常建設共同企業体の総合評定値とみなす（過去の定期認定又は追加認定において、合併計画書を提出した経常建設共同企業体の構成員であつた者が含まれていない場合に限る。）。

項目	経常建設共同企業体における取扱い
経営規模	
建設工種の種類別年間平均完成工事高	構成員の完成工事高の合計とする。
審査基準日における自己資本の額	構成員の自己資本額（2期平均を選択した場合は平均自己資本額）の合計とする。
利払前税引前償却前利益額	構成員の利益額の合計とする。
経営状況	構成員の経営状況評点（Y点）の平均とする。計算の結果生じた小数点以下の端数は切り上げる。
技術力	
技術職員数	構成員の技術職員数の合計とする。
元請完成工事高	構成員の元請完成工事高の合計とする。
その他の審査項目（社会性等）	その他の審査項目の評点（W点）の平均とする。計算の結果生じた小数点以下の端数は切り上げる。

#### 2 技術等評価数値の算定

技術等評価数値は、次表の取扱いにより算出した各項目の数値を用いて審査要領別表第5により算定する。

項 目	経常建設共同企業体における取扱い
県工事の工事成績	構成員の工事成績評定点の合計とする。
技術者の在籍状況	構成員の技術者数の合計とする。
エコアクション21の認定	構成員の認定数の平均とする。計算の結果生じた小数点以下の端数は切り上げる。
研修会等の受講	構成員の受講実績の合計とする。
CPDS・CPD単位の取得	構成員の取得数の合計とする。
建設業労働災害防止協会への加入	構成員の加入状況の平均とする。計算の結果生じた小数点以下の端数は切り上げる。
若年者（35歳以下）の雇用状況	構成員の若年者（35歳以下）の雇用状況の平均とする。計算の結果生じた小数点以下の端数は切り上げる。
障がい者の雇用状況	構成員の期間ごとの雇用数の合計とする。
表彰受賞経歴	構成員の表彰回数の合計とする。
育児休業制度の確立状況	構成員の確立状況の平均とする。計算の結果生じた小数点以下の端数は切り上げる。
地域貢献	構成員の加点点数の合計とする。
不当要求防止責任者講習の受講	構成員の講習受講状況の平均とする。計算の結果生じた小数点以下の端数は切り上げる。
県の入札参加資格停止歴	構成員の入札参加資格停止月数の合計とする。
法に基づく監督処分等歴	構成員の処分等回数の合計とする。
県工事における工事事故	構成員の事故件数の合計とする。
資格取消等	構成員の該当数の合計とする。

### 3 等級要件等の適用

1 特定建設業許可要件	格付されるべき等級が特A級（建築一式工事については特A級又はA級）となる経常建設共同企業体のうち、認定を行う年の2月28日（閏年にあつては2月29日）までに、構成員のすべてが認定業種に係る法第15条に基づく特定建設業の許可を取得していないものにあつては、A級（建築一式工事についてはB級）に格付を行うものとする。
2 技術者要件	<p>1 格付されるべき等級が特A級となる経常建設共同企業体のうち、審査要領別表第6に定める特A級の等級要件を満たさない者にあつては、A級に格付を行うものとする。（有資格技術者数は、各構成員の合計により算出した数を用いることとする。以下同じ。）</p> <p>2 格付されるべき等級がA級となる経常建設共同企業体のうち、審査要領別表第6に定めるA級の等級要件を満たさない者にあつては、B級に格付を行うものとする。</p>

3 完成工事高要件	<p>経常建設共同企業体の各構成員のうちに、認定を行う年の前年の7月31日以前の直近の事業年度終了日の直前2年間に、資格認定を受けようとする建設工事の種類に係る工事完成実績がない者がある場合には、B級に格付を行うものとする。</p>
4 昇級要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 資格認定を受けようとする建設工事の種類について、経常建設共同企業体の各構成員を一の建設業者として格付した場合における等級のうち、最も上位に格付された等級の直近上位等級を超えて昇級する場合は、その等級の直近上位等級に格付を行うものとする。</li> <li>2 経常建設共同企業体の各構成員のうちに資格認定を行う年の前々年の3月1日から資格認定を行う年の2月28日（閏年にあっては2月29日）までの間に法に基づく監督処分を受けた者がある場合は、資格認定を受けようとする建設工事の種類について、各構成員が一の建設業者として格付した場合における等級のうち、最も上位に格付された等級より上位の等級に格付を行わないものとする。</li> </ol>